

令和元年 10 月 1 日



株式会社スタイルアジアインベスター
大阪市西区北堀江 1 丁目 11 番 5 号 RE-018 7 階
代表取締役社長 山本 裕介

消費税法改正に伴う対応のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。
2016 年 11 月 28 日に施行された法律（平成 28 年法律第 85 号及び 86 号）に基づき、2019 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% へ引き上げられることとなりました。
下記に、弊社における対応をご案内いたします。

記

賃貸管理業務委託費

ベースプラン

消費税改定前【月額 3,500 円+280 円（消費税）=3,780 円】

消費税改定後【月額 3,500 円+350 円（消費税）=3,850 円】

ベースプラン（売買金額が 1,000 万円未満）

消費税改定前【月額 2,000 円+160 円（消費税）=2,160 円】

消費税改定後【月額 2,000 円+200 円（消費税）=2,200 円】

ベースプラン（賃料総額が 8 万円以上）

消費税改定前【月額 5,000 円+400 円（消費税）=5,400 円】

消費税改定後【月額 5,000 円+500 円（消費税）=5,500 円】

なお、設備交換（修理）サービスは、3,980 円（税込）のまま金額は変更御座いません。

以上

【本件のお問い合わせ先】

株式会社スタイルアジアインベスター 管理部 小椎八重(こしばえ)

Tel.06-6556-7147